

会 議 録

会議の名称	平成30年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会
日時	平成30年5月28日（月） 午後1時15分から
会場	東大和市役所会議棟1階 第1・2会議室
出席者	運営協議会委員15名（欠席2名） 市民部長、保険年金課長、国民健康保険広域化等担当副参事 事務局3名 合計21名
公開 等 非公開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 非公開議決 一部
傍聴人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
会議次第	日程第1 会長の選任について 日程第2 職務代理の選任について 日程第3 平成30年度の国民健康保険税の改定について 日程第4 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第5 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備考	

村上市長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「平成30年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

本協議会は、今年度より、新たな委員任期となります。そこで、今回の会議につきましては、この後、会長並びに職務代理が決まるまでの間、市民部長の私、村上のほうで司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めに尾崎市長より、委嘱状の交付をお願いいたします。

(市長より各委員へ委嘱状交付)

ありがとうございます。続きまして、尾崎市長よりご挨拶をお願いいたします。

尾崎市長

皆さん、こんにちは。尾崎でございます。本日は、ご多忙の中、平成30年度第1回国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、この度は、本協議会の委員にご就任いただき、当市の国民健康保険事業の運営に多大なるご尽力を賜りますことを、厚く御礼を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険の土台となって、市民の皆様の医療の確保と健康の保持、増進に大きく寄与する重要な制度ではありますが、他の公的医療保険と比べて、加入者の年齢構成が高く、医療費が多くかかるなどの構造的な問題を抱えております。

この問題の解決のため、今年度から都道府県が市区町村と共に保険者となる国民健康保険の広域化が行われました。今後は、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険財政の健全化を進めてまいります。

当市におきましても、昨年度は本協議会にも、お力添えをいただく中で、財政健全化の取組のひとつである国民健康保険税率等の見直しを行い、改訂を行いました。また、保健事業といたしましては、糖尿病等重症化予防事業やジェネリック医薬品利用差額通知事業等を積極的に進めると共に、新たに東大和市ロンドみんなの体育館との連携事業を始めるなど、市民の皆様の健康の保持、増進、医療の適正化に取り組んでおります。

委員の皆様におかれましては、今後とも国民健康保険事業の安定的な運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございます。

ありがとうございました。続きまして、新しい委員任期の第1回目の会議ということになりますので、恐れ入りますが委員の皆様より、自己紹介をお願いいたします。

本日お配りいたしました資料の一番最後に、東大和市国民健康保険運営協議会委員名簿を配布してございますので、この名簿順に、恐れ入りますがご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

(各委員より自己紹介)

村上部長

村上部長	<p>ありがとうございました。次に担当職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>(各職員から自己紹介)</p>
村上部長	<p>どうぞよろしく願いいたします。なお、市長は、この後公務がございますので、申し訳ございませんが、ここで退席とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いします。(市長退席)</p> <p>それでは、これよりは着座にて進行を進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、初めて委員となる方もいらっしゃいますことから、市の国民健康保険運営協議会の概要につきまして、保険年金課長より説明を申し上げます。</p>
越中課長	<p>では、私から国民健康保険運営協議会の概要につきまして、ご説明申し上げます。着座にて失礼をさせていただきます。</p> <p>平成29年度からの引き続きとなります委員の皆様方には、既にご承知の内容となるものでございますが、ご確認の意味で、少々お時間をいただきたいと思います。</p> <p>お手元の資料の1ページ、こちらに「東大和市国民健康保険運営協議会について」の資料がございますので、こちらをご覧くださいと存じます。</p> <p>本協議会は、東大和市における国民健康保険事業に関する事項や予算、決算等につきまして、意見の交換や調査、審議を行うために設けられてい</p>

	<p>るものでございます。また、必要に応じまして協議会といたしまして、市長へ意見の具申等をいただくということとなっております。</p> <p>委員の構成といたしましては、被保険者のほか、国保事業にかかる関係者の代表の方にご参加いただいております。</p> <p>内訳といたしましては、被保険者を代表とする委員が5名、保険医または保険薬剤師を代表する委員が5名、公益代表いわゆる学識経験者として5名、また被用者保険等の被保険者を代表とする委員として2名、計17名で構成されております。</p> <p>市の非常勤特別職として、任期を3年とさせていただきます。</p> <p>なお、昨年度の開催の実績といたしましては、5回開催をいたしました。各回の議題につきましては、資料に記載のとおりとなっております。</p> <p>以上で、簡単ですが概要の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
村上部長	<p>ありがとうございます。それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。事務局から、本日の会議の成立についてご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員15名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からのご出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。以上です。</p>
村上部長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、お</p>

<p>村上部長</p>	<p>手元にお配りいたしました議題により、進めさせていただきます。</p> <p>まず、次第の「日程第1 会長の選任」でございます。</p> <p>(会長の選任について説明)</p> <p>(会長について選任)</p> <p>よろしければ、拍手でご承認をいただければと思います。</p> <p>(拍手)</p> <p>それでは、会長が決まりましたので、こちらの会長席へお移りいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきまして、今後の日程につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>(会長よりご挨拶)</p> <p>(拍手)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、「日程第2 職務代理の選任」につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>(職務代理の選任について説明)</p> <p>(職務代理について選任)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしければ、皆様拍手でお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>
<p>会長</p>	<p>拍手多数ということで、ご承認いただきましたので、職務代理からご挨拶をお願いできますでしょうか。</p> <p>(職務代理よりご挨拶)</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。続きまして、本日の議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。</p>

岩野副参事

(議事録署名人を指名)

それでは、早速議事に入らせていただきます。
「日程第3 平成30年度国民健康保険税について」でございます。事務局より説明をお願いします。

資料3ページ、平成30年度の国民健康保険税の改定についてご説明させていただきます。

1、保険税の決まり方をご覧ください。国民健康保険税の決まり方につきまして、概要を説明させていただきます。

①国民健康保険の保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3区分で構成しております。医療分につきましては、医療給付にかかる分、後期高齢者支援金分につきましては、75歳以上の方の医療制度であります後期高齢者医療制度への支援分、介護分につきましては、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者にかかる介護保険制度への納付分となっております。それぞれにおきまして、課税額が計算されまして、その合算が保険税額となります。

②といたしまして、①でご説明いたしました医療分、後期高齢者支援金分、介護分のそれぞれにつきまして、被保険者の所得に応じて課税される所得割と、被保険者に等しく課税されます均等割の課税額が計算されます。所得割につきましては、前年の総所得金額から基礎控除として33万円を差し引いた額に、税率を乗じます。均等割につきましては、被保険者数に税額を乗じます。

③といたしまして、医療分、後期高齢者支援金

分、介護分のそれぞれに課税限度額が設けられております。

続きまして、2の保険税率等をご覧ください。平成30年度の国民健康保険税率の改訂内容につきましては、平成29年度の第3回の運営協議会にて、諮問させていただきました。国民健康保険の財政の健全化に向け、市民の健康保持増進を積極的に進め、医療費の適正化等に取り組み、合わせて一般会計からの繰り入れによる赤字補てんを、6年を目処に解消を目指すことから、平成30年度の国民健康保険税率を1人あたり6.25%に改訂する内容で諮問をさせていただきました。この内容を承認する答申をいただきました。これに基づく、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、平成30年第1回市議会定例会に上程させていただきました。原案どおり可決されました。

次の保険税率等でご説明いたしますのは、平成29年度と平成30年度の比較表になっており、所得割率や均等割において、1人あたりの改定率6.25%を反映したものとなっております。

医療分より順次ご説明いたします。医療分につきましては、所得割が平成29年度5.64%を平成30年度に5.95%に、均等割、被保険者1人について、2万6,500円を2万8,000円に、課税限度額52万円を58万円に改定いたしました。

後期高齢者支援金分につきましては、所得割1.68%を1.78%に、均等割7,900円を8,500円に、課税限度額17万円を19万円

<p>会長</p>	<p>に改訂させていただきました。</p> <p>介護分につきまして、所得割 1.83% を 1.90%、均等割 1 万 8 0 0 円を 1 万 6 0 0 円、課税限度額は、1 6 万円そのまま据え置きとなっております。</p> <p>平成 3 0 年度の国民健康保険税の改訂につきまして、説明は以上であります。</p> <p>どうもありがとうございました。ただいま説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらどうか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>会長</p>	<p>「日程第 3 平成 3 0 年度の国民健康保険税の改定について」を終わりとさせていただきます。</p> <p>引き続き、「日程第 4 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。ご説明をお願いします。</p>
<p>越中課長</p>	<p>「日程第 4 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご報告させていただきます。</p> <p>本年 3 月 3 1 日に、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、東大和市国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、特に緊急を要し、また議会を招集する時間的な余裕がないことから、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定に基づきまして、次に開催される東大和市議会 6 月定例会へ報告する予定でございます。</p> <p>それでは、改正内容につきまして、ご説明申し上げます。今回の資料 5 ページから 9 ページが改</p>

正条例の新旧の対照表となっております。改正した部分につきまして、網掛けにしております。同資料の10ページにつきましては、今回の改正の内容及び内容の説明及び軽減対象世帯拡大のイメージ図となっておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

改正点は、主に3点ございます。1点目は、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を54万円から58万円に引き上げ、所得割の税率を100分の6.0から100分の5.95と引き下げるものであります。先ほど、副参事からご説明させていただきました保険税率につきましては、これらを踏まえまして改正後の限度額及び税率となっております。

2点目につきましては、低所得世帯に対して、国民健康保険税額の7割、5割または2割を軽減する制度がございます。今回の法改正に伴いまして、軽減判定にかかる所得を見直すものでございます。

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を49万円から50万円に引き上げて、それぞれ対象世帯を拡大するものでございます。このことによりまして、一定所得以下の世帯に対する国保税の軽減が図られるものでございます。

3つ目の改正は、特例対象被保険者等にかかる申告時における添付書類の省略につきまして、文

	<p>言を修正するものでございます。内容といたしましては、会社都合によりまして、社会保険の資格を喪失した方につきまして、申告によりまして前年の給与所得を30%として、国民健康保険税を算定するという制度がございます。これまでは、ハローワークから雇用保険受給者証をご持参いただきまして、会社都合である事実を確認しておりましたが、改定後は、マイナンバーを活用いたしまして、ハローワークから離職事由の確認が可能となりますことから、添付書類の省略ができる旨につきまして、文言の修正をいたしましたものであります。</p> <p>簡単ではございますが、以上が主な改正内容となっております。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問のある委員の方。どうぞ。</p> <p>国民健康保険税の減額なのですが、この東大和市では、5割軽減の対象となる世帯というのが、どの位の割合でいるのか。2割軽減の対象となるのは、どの位の割合でいるのかというのが、これだと書いていないのですが、どの位の割合なのでしょう。</p> <p>平成30年度の当初課税につきましては、7月に行われますので、平成29年度の課税をベースに、お答えさせていただきます。</p> <p>5割の対象の世帯につきましては、1,351世帯、2割の対象といたしましては、1,378世帯。これが今回の判定に伴いまして、軽減対象</p>
会長	
委員	
越中課長	

<p>会長</p>	<p>外から2割軽減となる世帯は、試算でございますが62世帯の増。また2割軽減から5割軽減の対象となる世帯につきましては、30世帯の増と、考えております。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、「日程第4 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を終了させていただきます。</p> <p>続きまして、「日程第5 その他」ということで、事務局から何かございますか。</p>
<p>越中課長</p>	<p>今回机上に配布させていただきました2冊の冊子がございます。「東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画」ともう1冊は、「東大和市国民健康保険第3期特定健康診査実施計画」でございます。今回は6年の計画を作成いたしました。3年で見直しをします。計画に基づきまして、健康診査、またデータヘルス計画等、着実に実施してまいりたいと考えてございます。内容につきましては、ご一読いただきまして、ご質問等ございましたら、事務局にお問い合わせをいただければと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 村上部長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>補足させていただきますと、この計画の中には、特定健診とか、特定保健指導の具体的に何%にするとか、具体的な数値が入っています。それを目標に、今後3年間やっていくわけですが、達成した場合には、国からの交付金が余計割増しで交付されるとか、この計画について基づいて保健事業を推進していくことをご理解いただければと</p>

<p>会長</p> <p>岩野副参事</p>	<p>思います。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ほかにございますか。</p> <p>2点ご報告をさせていただきます。1点目、委員の皆様にも机上にお配りしております、「東大和市国保だより」についてであります。平成30年度から国民健康保険制度が変わることから、初めて国民健康保険の広報誌を発行しました。主な内容といたしまして、国民健康保険の広域化の概要や変更点、平成30年度の保険税率等の改訂、健康保持増進、業務の適正化にかかる取組、よくある質問であります。国民健康保険の広域化につきましては、市民の皆様にも広くお伝えする必要があることを考えまして、5月14日から1週間程度かけまして、全戸配布させていただいております。</p> <p>2点目は「国保だより」の6ページの健康の保持増進医療費の適正化に向けてという題名の1番下のところにあります、「東大和市ロンドみんなの体育館との連携事業について」明記させていただいております。この「東大和市ロンドみんなの体育館との連携事業」内容といたしましては、特定健康診査や特定保健指導、人間ドック、または脳ドックを受けた方は、東大和市ロンドみんなの体育館のトレーニング室の利用ですとか、健康体操やヨガ等の当日参加型教室を無料で体験できるというものになります。これにより、運動を習慣化する機会を提供し、長期的には健康寿命の延伸に資するものになるのが狙いです。同行者につき</p>
------------------------	--

会長	<p>ましては、お一人のみ、一緒に無料体験が可能としております。後ほどご覧ください。私からは以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございます。ほかにご覧ですか。よろしいですか。なければ「日程第5 その他」を終了とさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の日程を全て終了とさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
----	---